

# 危険物新聞

第 360 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 川 井 清 治 郎  
 大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル8階  
 TEL (531) 9717・5910  
 定 価 1部 50 円

## 大阪府危険物取扱者試験 2月19日、府大で 甲種と乙種第4類実施

大阪府では、昭和58年度第3回危険物取扱者試験を2月19日(日)に大阪府立大学で実施することになった。

- ▷試験日 2月19日(日)
- ▷試験場 大阪府立大学
- ▷試験種目 甲種と乙種第4類
- ▷願書受付 1月26日、27日
- ▷受付場所 大阪府職員会館

### 大阪府危険物取扱者試験合格発表 乙種第4類 35.4%

大阪府では11月6日に実施した第2回危険物取扱者試験の結果を12月9日発表した。

	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
第1類	167	163	112	68.7
第2類	165	160	122	76.3
第3類	138	134	98	73.1
第4類	3,646	3,232	1,143	35.4
第5類	105	101	79	78.2
第6類	289	281	209	74.4

## 大阪市危険物安全協会40周年 11月21日、記念式挙行

大阪市危険物安全協会では創立40周年を迎え、11月21日ガスビルホールで記念式典を開催した。

来賓、会員250名出席のもと、2時より航空評論家石崎秀夫氏の記念講演「ベテランという人間」、引続き記念式に移り、30年以上役員事業所として功績のあった16会社や功労者7氏、優良危険物取扱者3氏が表彰又は感謝状をうけ、大阪府知事、大阪市消防局長、(副)大阪府危険物安全協会理事長の祝辞があり4時終了した。

なお、記念事業の一つとして「危険物安全管理必携」を発行し、関係者や会員に配布した。



# 確かな

現代社会の防災は、  
多様な状況に対応することが、  
まず、第一。  
ヤマトは、確かなストロークで、  
さまざまな、ご要望にお応えします。



# ストローク。

手腕

消火装置・警報装置・避難設備・消火器

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

防災のトータルプランナー **YAMATO**

■本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.06(976)0701代  
 ■東京本社 〒108 東京都港区白台5-17-2 TEL.03(446)7151代

## タンクコンテナ式移動タンク

### 運用基準一部改正

タンクコンテナ式（積載式）の移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用、国内輸送用のタンクコンテナに関する通達」（57.2.22付消防危第19号、21号）により運用されているが58年10月27日付でその通達の一部が改正された。

従前、国際輸送用のタンクコンテナについては、19号通達により「安全なコンテナに関する国際条約」に基づく安全承認板の貼付を必要とされているが、同条約の附属書が改正され、同条約発効前に製造が開始されているものについては、昭和60年1月1日までの間、安全承認板の貼付を必要としないことになったので、19号通達を整備したものである。

それとあわせて、国内輸送用のタンクコンテナについても国際輸送用タンクコンテナに類似した形態を有するタンクコンテナの運用基準を定めて21号通達に追加されることになった。

#### （19号通達の一部改正）

昭和57年2月22日付け消防危第19号通達の一部を次のように改正する。

別紙本文中、1から3までを次のように改める。

- 1 タンクコンテナの容量は、20,000ℓ以下であること。
- 2 タンクコンテナには、安全なコンテナに関する国際条約（昭和53年7月15日条約第12号）に基づく安全承認板（以下「CSC承認板」という。）が貼付され、かつ、国際海事機関の危険物海上運送規約に基づく表示板（以下「IMO表示板」という。）が貼付されているものであること。

ただし、昭和60年1月1日までの間は、IMO表示板のみをもって足りるものとする。

- 3 タンクコンテナを積載する車両に設けるタンクコンテナの緊結装置は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態において当該タンクコンテナの総荷重の3倍のせん断荷重に耐えるものであること。

別紙記7中、「CSC条約に基づく安全承認板及びIMO基準に基づく表示銘板」を「CSC承認板及びIMO表示板」に改める。

#### （21号通達の一部改正）

昭和57年2月22日付け消防危第21号通達の一部を次のように改正する。

別添本文中、2を次のように改める。

- 2 タンクコンテナが当該タンクコンテナを積載する自動車のシャーシフレームにUボルト又は緊結装置によって緊結できる構造のものであること。

ただし、タンクの容量が6,000ℓを超えるタンクコンテナにあっては、緊結装置によるものとし、車両に設けるタンクコンテナの緊結装置は貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態において当該タンクコンテナの総荷重（以下「最大総荷重」という。）の3倍のせん断荷重に耐えるものであること。

別紙本文中、2の次に次の3及び4を加える。

- 3 前1にかかわらず、次に掲げる基準に適合する箱状の枠に収納されるタンクコンテナ（以下「枠付タンクコンテナ」という。例図参照）は、政令第15条第1項第4号の間仕切の規定、第5号の防波板の規定及び第7号の属装置の損傷防止装置の規定を適用しないことができる。

(1) 枠付タンクコンテナのタンク並びにマンホール及び注入口のふたは、厚さ6mm（当該タンクの直径又は長径が1.8m以下のものにあっては5mm）以上の鋼板で作ること。

(2) 箱状の枠（以下「箱枠」という。）は、鋼製とし、最大総荷重の状態においてタンクの移動方向に平行した枠及び垂直の枠にあっては当該荷重の2倍以上、タンクの移動方向に直角にある枠にあっては1倍以上の荷重に耐える強度をもつ構造とすること。

(3) マンホール、注入口、安全装置、底弁等は、箱枠の最外側との間に50mm以上の間隔を保つこと。

(4) 枠付タンクコンテナには、危険物の規制に関する規則第19条第2項の規定に適合する安全装置を、当該枠付タンクコンテナの容量を4,000で除した値の数値以上の個数又は当該個数の吹き出し部分の有効面積の総和を確保するに足る個数を設けること。

この場合、海上を移送する枠付タンクコンテナに設ける安全装置の作動圧力は、当該タンクに係る常用圧力が1kg/cm<sup>2</sup>以下のものにあっては1kg/cm<sup>2</sup>を超え1.25kg/cm<sup>2</sup>以下の範囲、常用圧力が1kg/cm<sup>2</sup>を超えるものにあっては常用圧力の1.25倍以下とすることができる。

- 4 前3(4)後段により安全装置を設けるタンクに係る水压試験は、政令第15条第2号の規定にかかわらず、常用圧力が1kg/cm<sup>2</sup>以下のものにあっては1.5kg/cm<sup>2</sup>の圧力で、常用圧力が1kg/cm<sup>2</sup>を超えるタンクにあっては常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水压試験において漏れ、又は変形しないものでなければならないこと。

受験準備（日曜コース）講習、受付中  
受験準備講習は1月下旬から別掲のとおりで、休日コースのみ電話（531—9717）で予約受付している。



### 関係図書のあるせん

- 自衛防災活動マニュアル  
(屋外タンク火災と流出) 1,600円
- 図解、危険物施設の早わかり  
(1集) 2,500円
- 図解、危険物施設の早わかり  
(2集) 3,000円
- 危険物関係審査事務参考資料集  
(大阪市) 1,000円
- 大阪市危険物等規制規則集 400円
- 消火薬剤のはなし 1,000円
- 危険物火災と静電気 (全危連) 500円
- 危険物施設の事故例集 (全危連) 600円
- 危険物安全管理必携 2,500円

大阪市危険物安全協会  
電話 531-5910

### 〈移送取扱所の部〉 59件 (12)

- 配管の腐食によるもの。 23 (3)
- 操作誤りによる配管の破損又はバルブ操作の誤りによるもの。 10 (2)
- 配管の亀裂、損傷によるもの。 8 (2)
- フランジ部のシールの不良によるもの。 3 (0)
- 配管周辺の工事等により配管が破損したことによるもの。 3 (0)
- 取扱不注意によるもの。 2 (0)
- バルブ又はフレキシブルチューブが破損したもの。 2 (1)
- 逆止弁の機能不良、破損によるもの。 2 (2)
- 送油中、操作ミスにより配管を開放したもの。 1 (0)
- 配管の清掃中、配管の接合不完全なためによるもの。 1 (0)
- タンカーより移送中、もやい綱が切れてタンカーがあおられ、ローディングアームが折損したもの。 1 (0)
- 出荷用ホースの付け根が破損したもの。 1 (1)
- 残油処理が不完全のまま、配管をとり外したもの。 1 (1)
- その他。 1 (0)



### 暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本 社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号  
〒550 電話 (06) 443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話 (06) 707-3341



# 危険物取扱者養成講習ご案内

昭和58年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

## 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月23日(月)、1月30日(月) 1月31日(火)	午前 9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリすぐ)
乙種第4類	1期 1月24日(火)、2月6日(月)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	2期 1月25日(水)、2月7日(火)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期 1月27日(金)、2月3日(金)	9時30分～4時	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	4期 1月30日(月)、2月8日(水)	9時30分～4時	※茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	5期(夜) 1月24日(火)、1月30日(月) 2月6日(月)	午後 5時30分～9時	大阪府商工会館
休日コース	1月16日(祭)、1月22日(日) 2月5日(日)	午前 10時～4時	※大阪科学技術センター (地下鉄本町駅ヨリ北へ約3分)

## 2. 申込方法 (休日コースのみ電話531-9717予約制です)

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受けしません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。また、茨木会場では願書の受付はしません。

## 3. 受付期間と場所

受付場所	日時	
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	1月17日(火) 午前 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	1月17日(火) 午後 2時00分～4時00分
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署	1月17日(火) 午前 9時30分～11時30分
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	1月18日(水) 午前 9時30分～11時30分
堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	1月18日(水) 午後 2時00分～4時00分
東大阪市西消防署内(近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	1月19日(木) 午前 9時30分～11時30分
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	㈱大阪府危険物安全協会	1月20日(金) 午前10時00分～4時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

## 4. 会費 (テキスト代を含む。) ( ) 内金額はテキスト不要の場合

種別	会員	会員外	ただし 5期は各500円 (夜) 割増
甲種	11,000円 (10,000円)	13,000円 (12,000円)	
乙種	7,000円 (6,000円)	8,000円 (7,000円)	
乙種休日コース	10,000円 (9,000円)	12,000円 (11,000円)	